合併協定書は、全1,374項目にも及ぶ調整結果の中から、 特に重要で ておく必要があると認めるものについてまとめられたものです。

「22 その他」にも明記されているとおり、 4町においては、 最終項目 協定書に掲載されている協定項目はもとより 結果、 諸会議における協議経過、議事録に記載されている確認事項等に ついても尊重することとされています。

整備貸付金については、現行どおり新市に継承する。 が完了した基金については、合併までに整理する。 使用範囲を限定して新市に継承し、設置目的(意義) に統合する。なお、特殊事情のある基金については、 特定目的基金については、同一目的の基金を合併時 でに可能な限り整理を図った上で新市に継承する。 貸付金のうち住民福祉に係る貸付金及び地域総合

新市の設置の日から50日以内に選挙を行う。 第1項及び第2項の規定に基づき定数を26人とし、 特例に関する法律第6条(定数特例)及び第7条 (1) 新市の議会議員については、市町村の合併の (在任特例)の規定は適用せず、地方自治法第51条

議会議員の定数及び任期の取扱い

定数は次のとおりとする。 旧日吉町区域5人 旧美山町区域5人 旧園部町区域9人 旧八木町区域7人

り、旧町の区域ごとに1選挙区を設け、各選挙区の (2) 新市の議会議員の選挙区は、新市発足時に限

合併の方式

置する新設(対等)合併とする。 田郡美山町を廃し、その区域をもって新しい市を設 船井郡園部町、 同郡八木町、同郡日吉町及び北桑

合併の期日

2

合併の期日は、 平成18年1月1日とする。

新市の名称

3

新市の名称は、「南丹市」とする。

町47番地とする。また、園部、八木、日吉、 新市の事務所の位置は、京都府船井郡園部町小桜 新市の事務所の位置

各町に支所を置く。(概ね10年が望ましい。) 一町が所有する財産及び債務については、合併ま 財産及び債務の取扱い 美山の

8 地方税の取扱い

旧日吉町区域6人 旧園部町区域9人 の定数は次のとおりとする。

旧八木町区域8人 旧美山町区域7人

(2) 新市の農業委員会委員の選挙区は、

旧町ごと

に1つの選挙区を置き、各選挙区の選挙すべき委員

(1) 固定資産税

ては、過疎法指定地域において適用する。 ら1.5パーセントとする。納期については、10期 年度課税までは旧町の税率を適用し、平成21年度か 行のまま新市に継承する。税率については、平成20 (6月~翌年3月)とする。なお、課税免除につい 納税義務者、課税標準及び免税点については、現

(2) 住民税

パーセント)に一元化の上、新市に移行する。 例により一元化し、新市に移行する。 税割税率については、地方税法の制限税率(14・7 に継承する。納期については、園部町及び日吉町の 得割税率及び課税標準については、現行のまま新市 納期については、現行のまま新市に継承する。法人 イ 法人市町村民税の納税義務者、均等割税率及び 個人市町村民税の納税義務者、均等割税率、

農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

30人については、市町村の合併の特例に関する法律 町の農業委員会の選挙による委員であった者のうち からの選任委員は、合併後に新たに選任する。 議会・農業協同組合・農業共済組合及び土地改良区 農業委員会の選挙による委員として在任する。また、 新市移行後6ヶ月間を限度として、引き続き新市の 第8条第1項第1号(在任特例) 白期間により住民サービスを低下させないため、4 よる委員の定数は30人とする。なお、委員不在の空 (1) 新市に1つの農業委員会を設置する。選挙に の規定を適用し、

(13)

(3) 軽自動車税

町で交付した標識は新市移行後もそのまま使用する。 (4) たばこ税 に準拠し新市に継承する。標識については、 に継承する。税率については、地方税法の標準税率 化した標識は新市施行日から交付する。 法に基づく取扱通知に準拠して新市に継承し、 納税義務者及び納期については、現行のまま新市 、なお、 地方税 I⊟ 4 一元

現行のまま新市に継承する。

(5) 都市計画税

期と同一にし、徴収については固定資産税と合わせ 税までは旧町の税率を適用し、平成2年度から0・2 は、現行の都市計画区域を新市に移行する。 て行う。なお、都市計画区域(課税区域)について パーセントとする。納期については固定資産税の納 ま新市に継承する。税率については、平成2年度課 納税義務者及び課税標準額については、現行のま

一般職の職員の身分の取扱い

- 引き継ぐものとする。 併の特例に関する法律第9条の規定により、新市に (1) 4町の一般職の職員については、 市町村の合
- 員管理の適正化に努めるものとする。 定員の適正化計画を新市において早急に作成し、定 (2) 職員数については、新市の組織体制と併せ、

等の適正化に努める。

は9級制とする。 給表を決定し、 家公務員の給与制度に準拠し、職種と併せて採用俸 (3) 職員の給料表については、新市において、国 おける職務確定後、旧4町の現行基準を参考に決定 いて決定する。職務の級別基準については、新市に 行政職俸給表第1表における対応級 なお、専門職の俸給表は新市にお

とおりとする。

特別職等の身分の取扱い

(1)新市の市長、 助役、収入役、教育長、 各種委

委

員

長

0 0

OOOE

定めるところによる。 員会委員及び監査委員の任期等については、 法令の

65

000円

O O O O O E

日000日

- 長が議会の同意を得て選任する。 を4町の町長の中から選任する。ただし、 法施行令第1条の2の規定により市長の職務執行者 (2) 新市の市長が選出されるまでの間、 入役については、 新市の議会が正式に発足後、 助役、 地方自治 新市 収
- やかに設置の上、 (3) 新市発足時の職務執行者及び市長等常勤特別 る。ただし、新市において特別職報酬等審議会を速 職並びに教育長の給料(月額)は、次のとおりとす 給与の適正化に努める。

助市 職務執行者 長 980、000円 8000、000円

役 800、000円

教 収 育 長 役 710、000円 710、000円

いて特別職報酬等審議会を速やかに設置の上、 (4) 新市発足時の議長、副議長及び議員の報酬 じて、通勤手当及び期末手当を支給する。 (月額) は、次のとおりとする。 なお、常勤特別職に係る諸手当は、国の基準に準 ただし、 新市にお 報酬

(5) 新市の各種委員会等の報酬 常任委員長 副 議 長 長 員 390°, 000E 415、000円 470°, 000E 380, 000円

(年額) は る。 (7) 消防団員の報酬(年額)は、次のとおりとす 6、500円、 定する。なお、報酬額は日額とし、委員長 数、任期、 (6) 条例、規則等に規定する委員については、 币において設置することが必要なものを決定し、人 農業委員会 監査委員 公平委員会 固定資産評価審査委員会 副 会 識 委 委 班 部 副 委 委 議会選出 委 分 副 4 分団長長 員 4 会 4 報酬等は現行を参考に、新市において決 長 長 長 長 長 見 長長 員 員 長 員 委員6、000円とする。 240 330, 360, 540 240 40, ó 3 7 50

000円

B000

OOOE OOO田

O O O O O O O O

OOOE

日 日 0 0 0 日

なお、 4 出動·訓 練・警戒手当(年額)は2、 1 2 0 24 0 3 4 5 , 65, 8 5 8 8 000円 OOO田 000E 回 回 回 O O O O O O E O O O O O E

とする。 市において決定し、職員配置の中で減ずる。 (8) 嘱託職員については、給料、諸手当の額を新 000円 また、

臨時雇用職員についても職員配置の中で減ずる。

(会長)